

# 国連ミレニアム宣言

2000年9月27日

第55回国連ミレニアム総会

## I 価値と原則

1. われら国家元首及び政府首脳は、2000年9月6日から8日まで、新しいミレニアム（千年紀）の幕開けに際し、ニューヨークの国連本部に参集し、より平和で、繁栄し、公正な世界に不可欠な基盤としての国際連合（以下、国連）と国連憲章に対する私たちの信念を再確認した。
2. 私たちは、自らの個々の社会に対する個別の責任に加え、グローバルなレベルにおいて人間の尊厳、平等および公平という原則を支持するという集団的な責任を有することを認識する。よって、私たちは指導者として、世界のすべての人々、特に社会的弱者、なかでも将来を担う世界の子どもたちに対し、責務を有している。
3. 私たちは、時間を超越し、普遍的であると明示された国連憲章の目的と原則に対する誓約を再確認する。事実、国家と民族がますます相互的な繋がりや依存性を高める中で、国連憲章の妥当性と着想を与える能力は高まっている。
4. 私たちは、国連憲章の目標と原則に従い、世界全体に公正で恒久的な平和を打ち立てることを決意する。私たちは、以下のことを堅

持するためのあらゆる努力を支援することを改めて約束する。つまり、それはすべての国の主権平等、その領土不可侵性と政治的独立性の尊重、平和的手段および正義と国際法の原則に従った紛争の解決、依然として植民地支配と外国の占領下に置かれている民族の自決権、国家の内政への不干渉、人権と基本的自由の尊重、人種、性、言語あるいは宗教による区別がないすべての人々の平等な権利の尊重、および、経済的、社会的、文化的あるいは人道的性格の国際問題を解決する上での国際協力である。

5. 私たちは、グローバル化が全世界の人々にとってプラスの力となるようにすることが、今日、私たちが直面する中心的な課題であると信じる。なぜなら、グローバル化は大きな機会を提供するものではあるが、現在のところ、その恩恵は極めて不平等に共有されており、その代価は不平等に分配されているからである。私たちは、開発途上国と経済体制移行国が、この中心的課題に対応する上で、特殊な困難に直面していることを認識する。グローバル化は、共有の将来を作り出そうとする幅広く継続的な努力を通じてのみ、完全に包括的かつ公平なものとなる。その共有の将来は、全ての多様性のなかにながら私たち共通の人

間性に基づいている。そして、私たちの努力は、グローバルなレベルで、開発途上国と経済体制移行国のニーズに対応し、これらの国々の実効的な参加を得て策定・実施される政策と措置を含むものでなければならない。

6. 私たちは、一定の基本的な価値が21世紀の国際関係に不可欠であると考えます。その中には、以下が含まれます。

- 自由：男性と女性とともに、飢餓、暴力、迫害あるいは不公正の犠牲となることなく、尊厳を持って自らの生活を営み、子どもを育てる権利を有する。人々の意思に基づく民主的で参加型の政府は、この権利をもっともよく保障する。
- 平等：いかなる個人も、いかなる国家も、開発から恩恵を得る機会を否定されてはならない。男女の権利と機会の平等は保障されなければならない。
- 連帯：グローバルな課題は、平等と社会正義という基本原則に従い、代価と負担を公正に分配するような方法で管理されなければならない。被害を受けたり、恩恵がもっとも少ない人々には、もっとも恩恵が大きい人々からの助けを受ける資格がある。
- 寛容：人間は信条、文化および言語のあらゆる相違において、互いを尊重しなければならない。社会の内部および社会間の相違は、恐怖や迫害の対象とするのではなく、人類の貴重な資産として大切にすべきである。平和の文化とすべての文明間の対話を積極的に促進す

べきである。

- 自然の尊重：持続可能な開発という指針に従い、すべての生物種と天然資源の管理には、慎重を期さなければならない。このようなやり方でのみ、自然が私たちに与える計り知れない富を保全し、私たちの子孫へと引き継ぐことが可能になる。私たちと子孫の将来の福祉に資するよう、現在の持続不可能な生産と消費のパターンを変えなければならない。
- 責任の分担：世界の経済と社会の発展、および、国際の平和と安全への脅威を管理する責任は、世界中の国々の間で分担し、多角的に遂行しなければならない。世界でもっとも普遍的かつ代表的な機関として、国連は中心的な役割を果たさなければならない。

7. これらの共有の価値を行動に移すため、私たちは、特別な意義を有する主要な目標を明らかにした。

## II 平和、安全保障および軍縮

8. 私たちは、国内であれ国家間であれ、過去10年間に500万人以上のいのちを奪った戦争の惨禍から人々を守るため、いかなる努力も惜しまない。私たちはまた、大量破壊兵器による危険の排除を図る所存である。

9. よって、私たちは以下を決意する。

- 国際問題でも国内問題でも、法の支配の尊重を強化するとともに、特に、国連憲章に従い、当事国

- となっている場合、加盟国が国際司法裁判所の判決に従うようにすること。
- 紛争予防、紛争の平和的解決、平和維持、紛争後の平和建設および復興に必要な資源と道具を提供することにより、平和と安全を維持する国連の実効性を高めること、この文脈において、私たちは国連平和活動に関するパネルの報告書に留意し、総会に対し、その勧告を速やかに検討するよう要請する。
  - 国連憲章第8章の規定に従い、国連と地域機関の協力を強化すること。
  - 加盟国による軍備管理や軍縮等の分野の条約、および、国際人道法と人権法の履行を確保するとともに、すべての国々に対し、国際刑事裁判所ローマ規程の署名と批准を検討するよう呼びかけること。
  - 国際テロについて協調的な対策を講じ、関連するすべての国際条約に可及的速やかに参加すること。
  - 世界の薬物問題に対策を講じるといふ公約の履行努力をさらに強化すること。
  - 人身の売買・密輸およびマネーロンダリング（資金洗浄）を含め、あらゆる側面で越境犯罪と闘う努力を強化すること。
  - 罪のない人々に対する国連の経済制裁の悪影響を最小限に食い止めること。そして、このような制裁体制の定期的な見直しを行い、また、第三者に対する制裁の悪影響を排除すること。
- 核兵器をはじめとする大量破壊兵器の廃棄に努力すること。そして、核の危険を排除する方法を明らかにするための国際会議開催の可能性を含め、この目的を達成するために、あらゆるオプションを残しておくこと。
  - 特に、来たる「小火器および軽火器の不正取引に関する国連会議」のすべての勧告を考慮した上で、兵器移転の透明性を高め、地域的軍縮措置を支援することにより、小火器および軽火器の不正取引を終演させるための協調的行動を取ること。
  - すべての国々に対し、「対人地雷の使用、貯蔵、生産および移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」と「通常兵器条約改正地雷議定書」への加入を検討するよう呼びかけること。
10. 私たちは加盟国に対し、個別および集団的に、今後とも「オリンピック休戦」を遵守すること、ならびに、スポーツとオリンピックの理想を通じて平和と人間の理解を促進しようとする国際オリンピック委員会の努力を支援することを求める。
- 《以下略》